

令和 7 年度学生の海外派遣によるカーボンニュートラル発信事業
公募要領

令和 7 年 4 月 1 7 日
福島県環境共生課

1 事業目的・概要

(1) 目的

福島県（以下「県」という。）では、令和 3 年 2 月に「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言して以降、令和 5 年 6 月にオール福島での推進体制である「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」※¹を設立するとともに、令和 6 年 10 月には「福島県カーボンニュートラル条例」※²を制定したところです。

こうした脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりが見られる中、県民・事業者の更なる意識醸成及び実践拡大を図るとともに、将来の主役となる若者世代の核となる人材の育成につなげることを目的としています。

※¹ ふくしまカーボンニュートラル実現会議 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/zitsugenkaigi.html>)

※² 福島県カーボンニュートラル条例 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/cn2050-ordinance.html>)

(2) 事業概要

県内や本県出身の学生が、本県の脱炭素社会の実現に向かう姿を東日本大震災からの復興と共に学び、その成果をとりまとめ、国際的なイベントの場で情報を発信し、現地において海外の関係者との交流を行うほか、一連の取組について、県内の報告会等において発表するものです。

なお、これら取組の様子については、ドキュメンタリーとしてとりまとめて発信することを予定しています。

2 事業内容

以下の事前研修、海外派遣及び報告会は参加必須となります。

(1) 事前研修

ア 内 容：福島の復興・カーボンニュートラルに関する基礎知識の習得、プレゼンテーションの制作 等

イ 時 期：令和 7 年 6 月下旬～9 月のうち最低 5 日（想定）

※平日又は土日

ウ 方 法：現地参加を基本とする

エ その他：フォローアップとして補講を実施する場合があります。

(2) 海外派遣

ア 派遣先：環境省がマレーシアでの開催を予定している国際イベント等への参加

イ 内 容：福島の復興・カーボンニュートラルに関する情報発信
マレーシア現地における交流 等（想定）

ウ 時 期：令和 7 年秋頃、現地滞在 5 日間（想定）

エ その他：前泊又は後泊が発生する場合があります。

現地における発表や質疑応答は英語により行うことが前提となります。基本的には参加者において対応いただきますが、県において通訳者を手配し、適宜サポートを行います。

(3) 報告会

ア 内 容：海外派遣の成果報告 等

イ 時 期：令和7年10月以降、2回程度（想定）

ウ 方 法：現地（想定）

※ 詳細スケジュールが決定した後に日程を確定します。

※ 上記以外にも、適宜、県担当者等との打合せを実施します。

3 応募資格

以下を全て満たす者が参加者選考の対象となります。

- (1) 県内に所在する大学・高等専門学校※（本科1～3年生を除く）に在籍する学生、又は、本県出身で県外に所在する大学・高等専門学校（本科1～3年生を除く）に在籍する学生

※ 大学・高等専門学校…学校教育法に基づくものを言う。

- (2) 本事業の趣旨・目的を理解した上で、事前研修、海外派遣及び報告会での活動を確実に行い、派遣終了後は当該経験を活かし、派遣先で学んだことや得たことを報告会や県の情報発信媒体等で発表することが可能である者
- (3) 派遣先となるマレーシアへの渡航が可能である者
- (4) 県の定める安全管理ルール（個人行動・外出禁止、現地法律の厳守等）に従い規律ある行動ができ、長時間の移動と多忙なスケジュールに耐えうる体力と精神力を保有し、心身共に健康である者
- (5) 脱炭素施策及び海外との交流に興味があり積極的にコミュニケーションをとる意欲がある者
- (6) 県の環境施策のPR等への協力が可能である者
- (7) 事前研修・海外派遣・報告会の様子をドキュメンタリーをはじめとした各種メディア等で放映される場合があること、及び本事業の活動中の写真・動画等を関係機関（県、環境省等）の広報資料に掲載する場合があることを了承できる者
- (8) 後述の「10 本事業参加における責任範囲」、「11 参加者資格の取消」及び「12 個人情報の取り扱い」に同意できる者
- (9) 派遣先となるマレーシアの治安状況等に伴い、現地参加からオンラインへ変更となった場合においても参加が可能である者
- (10) 本事業に関する諸連絡を電子メール、SNS等の方法によりやりとりを行うことが可能である者
- (11) その他、県が参加することが適当でないと認められるものではない者

4 募集人数

3名程度

5 費用負担

(1) 本事業内で県が負担する費用の範囲

- ア 事前研修・報告会に係る移動における参加者の自宅の最寄りの鉄道等の停車駅から会場までの往復交通費
- イ 海外派遣に係る移動における参加者の自宅の最寄りの鉄道等の停車駅から海外派遣先までの往復渡航費
- ウ フライト時間により日本国内の前泊・後泊が必要となる場合の宿泊費・交通費
- エ 海外派遣先滞在中の食費（上限あり）・宿泊費・交通費
- オ プレゼンテーションに必要な資材等に係る費用（自宅等で使用する PC、スマートフォンなどの通信機器、プレゼンテーションのスライドや原稿作成に必要なソフトに係る費用は除く）
- カ 通訳者の手配に係る費用
- キ 旅行傷害保険料
- ク 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用

(2) 参加者が負担する費用の範囲

- ア 旅券（パスポート）取得手続諸費用
- イ 事前研修・報告会に係る移動における自宅から最寄りの鉄道等の停車駅までの往復交通費
- ウ 海外派遣に係る移動における自宅から最寄りの鉄道等の停車駅までの往復交通費
- エ プレゼンテーションに必要な資材等に係る費用（自宅等で使用する PC、スマートフォンなどの通信機器、プレゼンテーションのスライドや原稿作成に必要なソフト）
- オ インターネット利用料、電気代、電話代、お土産代等の個人的経費
- カ 本事業負担の旅行傷害保険とは別に参加者が任意で加入する保険料や予防接種料等
- キ 参加決定後の自己都合によるキャンセルで発生する費用
- ク その他上記（1）に含まれない費用

6 応募方法

応募者は、以下の（4）に掲げる提出書類について、以下の（1）に掲げる提出期限までに、福島県生活環境部環境共生課に提出してください。なお、本事業は個人単位での受付とします。

(1) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メール等の方法で（3）に掲げる提出先まで提出してください。

- ア 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとします。提出書類は返却しないため必要に応じて写しをとるようにしてください。
- イ 郵送による提出の際は、封筒に「令和7年度学生の海外派遣によるカーボンニュートラル発信事業 参加申込書」と記載してください。また、送付の際は書類の配達記録が残る方法（簡易書留等）としてください。
- ウ 電子メール等による提出の際は、（4）に掲げる書類を PDF 形式で添付して提出してください。ただし、自己 PR に係る動画の提出においては PDF 形式以外とします。また、電子メール等の送付

後は「13 問い合わせ先」に電話連絡し、受信の確認を受けてください。

(3) 提出先

福島県生活環境部環境共生課 柳沼宛て

住 所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7813

電子メール等 ファイルサイズが 10MB 以下 の場合

zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp

ファイルサイズが 10MB を超える 場合

<https://app.box.com/f/59c25b8e27c34be5908f34e0e65326f4>

(4) 提出書類

令和7年度学生の海外派遣によるカーボンニュートラル発信事業参加申込書【別紙様式】

(5) 質問の受付

質問については、公募開始から提出期限までの間、「13 問い合わせ先」に記載の電子メール又は電話により受け付けます。メールの場合には件名を「【質問】令和7年度学生の海外派遣によるカーボンニュートラル発信事業」とするなど、本事業に関する質問であることがわかるようにしてください。なお、回答については、必要に応じ、後日県環境共生課のホームページに掲載します。

7 選考方法

選考は一次審査（書類）と二次審査（面接）により行います。

(1) 一次審査

ア 方 法：県による書類審査

イ 時 期：令和7年5月中旬

(2) 二次審査

ア 方 法：審査員による対面での面接審査（日本語及び英語）

イ 時 期：令和7年5月30日（金） ※時間については対象者へ個別に連絡します。

ウ その他：一次審査通過者のみが対象（詳細は別途通知）

(3) 審査結果通知

全ての応募者に対し、選考結果をメールにて通知します。なお、選定理由については不問とし、選考結果については異議を申し立てることができないものとします。

(4) その他

審査の受験会場までの交通費等など、参加が決定する前に生じる費用は応募者負担とします。

8 審査基準（採点項目）（予定）

- カーボンニュートラルへの興味や関心があるか。
- 福島の復興状況や脱炭素の取組について世界に発信しようとする意欲があるか。
- 積極性、協調性、チャレンジ精神を有しているか。
- 発表や意見交換に支障のないコミュニケーション能力や英語力を有しているか。
- 本事業を通じて得た知見や自身の経験等を、本県のカーボンニュートラル実現に向けた施策に選

元しようとする意欲があるか。

- 本事業を通じて得た知見や自身の経験等を基に、カーボンニュートラル実現に向けた取組の重要性を若者世代に普及しようとする意欲があるか。

9 スケジュール（想定）

申請書類提出〆切	令和7年5月16日（金）午後5時まで
一次審査（書類）	令和7年5月中旬
書類審査の結果通知	令和7年5月下旬
二次審査（一次審査通過者のみ）	令和7年5月30日（金）
派遣者内定	令和7年6月上旬
事前研修	令和7年6月下旬～9月 ※5日程度
海外派遣	令和7年10月（予定）
報告会	令和7年10月以降 ※2回程度

※ 参加者に対しては、上記以外にも、適宜、県担当者等との打合せを実施します。

10 本事業参加における責任範囲

- 国外事情等やむを得ない事由により、事業内容が変更又は中止となる可能性があります。
- 派遣中に参加者の健康状態が悪化した場合や行動等が不適切と判断された場合、参加を取り消し、帰国を命じる場合があります。参加取り消しによって生じる費用は、当該者に請求する場合があります。
- 参加者の自己都合による途中合流、滞在期間の延長、途中帰国は原則として認めません。それにより個人の費用負担が発生した場合や、第三者（航空会社、ホテル等宿泊施設及びレストランを含む）のいかなる行動又は過失、並びに参加者に対する損害及び所持品に対して、県は一切の責任を負いません。
- 本事業に参加されるに当たり、授業を休む場合の扱いや単位認定については、参加者自らが在籍する大学・高等専門学校に相談の上、判断してください。

11 参加者資格の取消

参加の前後を問わず、応募書類に虚偽の記載があったときや応募資格を満たさないと総合的に判断された場合は、資格を取り消すものとします。

12 個人情報の取り扱い

（1）取得・利用

提供いただいた個人情報は、あらかじめ通知又は公表した目的の達成のために必要な範囲内で利用します。目的の範囲を超えて利用する必要が生じた場合は、その旨参加者に通知し、同意をいただきます。なお、個人情報の提供がない場合、事業実施において適切な判断ができない場合があります。

（2）利用目的

以下の目的で個人情報を取得し、これ以外の目的で利用することはありません。

なお、個人情報の中には、事業実施期間中に県又は関係機関が撮影する写真・映像も含むこととします。

ア 本事業に係る参加調整

イ 海外渡航、旅行手続き

ウ 各種資料やアンケートの送付・回収

エ 緊急連絡

オ 事業実施報告書や広報媒体（ホームページ、パンフレット、広報誌、SNS アカウント等）への掲載

カ 本事業終了後の活動に係る連絡や県が実施する他事業の案内

（３）第三者への情報提供

お預かりした個人情報については、県が本事業を遂行する上で、以下の条件で個人情報を書面による手交、郵送、FAX 又はメールで提供する場合があります。

提供する個人情報項目	提供目的	提供先
氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、学校名、語学資格、団体活動／渡航経験、健康状態、応募理由、自己 PR	実施運営上の参加者情報の共有、参加者の選考、アンケートの実施、県脱炭素施策関連資料の作成	本事業関係機関（環境省、外務省、派遣国日本大使館等）、旅行会社、講師、事前研修・海外渡航・報告先の企業・団体等、印刷関連業者、報道機関、参加者間
事業実施期間中に県又は第三者が撮影する写真・映像	事業実施報告書や県広報媒体（ホームページ、Facebook、広報誌等）、関係機関広報媒体への掲載	

（４）個人情報の委託

お預かりした個人情報を取扱う業務の全部又は一部を、第三者に外部委託することがあります。

委託業者は一定の基準により選定し、秘密保持等の個人情報保護に関する契約を締結した上で、委託業者に対する必要かつ適切な監督を行います。

（５）個人情報の管理

県は、個人情報の管理に関して適切な対策を実施し、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止等、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

13 問い合わせ先（事務局）

福島県生活環境部環境共生課 柳沼

住 所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

電 話 024-521-7813

電子メール zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp